

江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金（概要）

H30.12.14～

補助対象業種	補助対象条件	補助対象経費	補助率	補助金交付回数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業の中で主に研究開発を行う者又はその部署</li> <li>・情報サービス業</li> <li>・インターネット付随サービス業</li> <li>・※映像・音声・文字情報作成業務</li> <li>・学術・開発研究機関</li> <li>・※広告業</li> <li>・※デザイン業</li> <li>・コールセンター業</li> <li>・その他市長が特に認めるもの</li> </ul> <p>(※専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業を行うため新たに市内に事業所を開設する者</li> <li>2 事業所開設に伴い新規に常用労働者を1名以上雇用する者（市外既存事業所から市内転入者含む）</li> <li>3 事業所開設後、3年以上事業継続を行うこと</li> <li>4 市内に開設した事業所に常時勤務する者が配置されること</li> </ol>	(1) 建物改修経費 ※空き家, 空き公共施設, 空き店舗等の改修	(1) 及び (2) の合計経費の 1/2 2,000 千円限度	※事業を開始した後に1回限り交付する      ※補助金交付対象期間は事業を開始した月の翌月から起算して36ヶ月間とする（原則、年度毎）
		(2) 情報通信システム導入経費		
		(3) 備品及び機器設備等の購入費	(3) の経費の 1/2 1,000 千円限度	
		(4) オフィス賃借料 （敷金・礼金・共益費を除く）	(4)～(7)に係る合計経費の 1/2 1,000 千円限度	
		(5) 住居賃借料 （敷金・礼金・共益費を除く）		
		(6) 車両リース料 ※業務に必要な車両		
		(7) 通信回線使用料		